



羽の情報便

各人にかかる税金

会社員、個人事業主、法人（経営者）といった立場によって税金の種類は変わります。

法人（会社）を営んでいて会社で収入を得れば、法人税、それ以外は所得税です。さらに所得税は、給与の場合と事業の場合（個人事業主、フリーランス）でルールが変わります。

（1）個人・会社員

会社から給与をもらう立場の人は、収入（給与）から経費を引いた所得に税率をかけて計算。経費は概ね計算した金額で原則として増やせませんが、その代わりに領収書の保管や記録が必要ありません。税金の計算は、原則として会社でやってくれます（年末調整）。所得に応じて所得税を計算します（さらに住民税がかかる）。

（2）個人・個人事業主

フリーランスでいわゆる起業をした場合には、収入から経費を引いた所得に税率をかけて計算します。経費は、領収書の保管や記録によります。毎年、確定申告（納税）をする必要があります。所得に応じて、所得税を計算します（さらに住民税・事業税がかかる）。消費税の知識も必要となります。

（3）法人経営者

会社を登記し、その代表となる場合。収入から経費を引いた所得に税率をかけて計算します。経費は、領収書の保管や記録によります。また毎年確定申告（納税）をする必要があります。法人の所得に応じて、法人税を計算（さらに住民税・事業税・法人地方特別税がかかる）。消費税の知識も必要となります。

そして、会社から給与をもらうので、個人・会社員の立場でもあるのです。自分の給与に対しては、上記の個人・会社員のルールが適用されます。

仕事人生のパターンとしては、主に次の3つがあります。

（1）会社員のみ

定年後または定年前に個人事業主になるケースもあります。定年後、年金収入となると、自分で所得税を計算しなければいけない場合もあります。

（2）会社員→個人事業主→法人

いわゆる起業。会社員から個人事業主として起業するパターンです。会社員と個人事業主は、同じ個人であり同じ所得税のルールですので、できることにも限りがあります。但し、法人設立費用（株式会社なら30万円程度）もかかりませんし、維持費（法人は利益がマイナスでも毎年最低でも7万円かかる）もありません。まずはこの形態で、起業するのがセオリーの1つです。利益が増えてきたり、消費税がからんできたりしたら、法人設立を考えます。上記の3つのルールを段階に応じて学ぶ必要があるでしょう。

（3）会社員→法人

いきなり法人設立して起業するパターン。法人設立の必要性がある場合（出資を受ける、法人でないと取引できない等）はこのパターンになります。前述のとおり、設立コスト（30万円程度。初回のみ）、維持費（年7万円～）、移転コスト（3万円～）などがかかります。個人事業主としての知識はいりませんが、法人に対する税金のルール、会社員としての税金のルールを把握することは必須です。

そして個人と法人のルールが違うことを利用した節税もたくさんあります。法律上、個人と法人は別物だからです。合法的に、節税するには、この知識が欠かせません。



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務！ <http://keirijimu.web.fc2.com>
- ◆ スタッフブログ更新中！
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載！
プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。

お客様からのQ & A

スーツやメガネは経費で落とすことができますか？
また以前、概算経費として何割かは認められていたと聞きました。現在も何割かは経費として認められているのでしょうか？

基本的に、スーツやメガネは、必要経費にはなりません。

この種類の費用は、どこまでが仕事用で、どこからがプライベートなのかははっきりしないため、経費としては認めていないようです。もし経費として認めるとなると、いったいどこまで経費として認めるかが、論争となってしまふ恐れがあるからです。

昔は、各業種ごとに概算経費率というのが定められていて、収入に概算経費率をかけて、所得計算していた時代もあったそうです。

しかし、現在では、概算経費率というものは、廃止されていますので、収入から実際に必要であった経費を控除して、所得を計算することになっています。

現在ある概算経費率は、医師くらいででしょうか。さすが、日本医師会です。



税金・保険のまめ知識（第91回）

個人事業主の「必要経費」についての考え方

独立して個人事業主になると、税金を自分で計算しなければなりません。所得税は、1年間（1月～12月）の総売上から必要経費を差し引いた課税対象額に対して、税率を掛けて計算されます。納税の義務はありますが、余計な税金は払いたくないものです。そこで、経費を漏れなく計上することが大切です。但し、支出はなんでも経費になるわけではありません。必要経費とは仕事を行うために必要な費用を指します。

主な必要経費は、次の通りです。

（1）什器備品、消耗品

仕事に必要な機材や消耗品は、すべて経費として認められます。パソコンや周辺機器、パソコンソフト、文房具、コピー用紙、仕事机や椅子、本棚等が挙げられます。10万円未満の物品は、全額が一括経費となります。しかし、10万円以上になると、一定の場合を除き資産として扱われます。耐用年数により、1年分の減価償却費が経費となります。機材や備品の修理費、保守契約料も経費となります。

（2）事務所経費

自宅を事務所にする場合が多いです。この場合、プライベートの生活で使う部分と、仕事として使う部分とを、明確に分けるのが難しい経費を家事関連費と呼びます。家事関連費は、仕事で使う割合を計算（按分）して、業務割合分が経費として認められるようになっていきます。それは、仕事部屋の占有面積によって割合を算出することになっています。また、住宅ローンを支払っている自宅を事務所にした場合は、ローンの利息のみが経費の対象となり、事業割合分を経費として算出します。火災保険も同様に、事業割合が経費と認められます。

（3）自動車の経費

家事関連費の中には、自家用車の経費も該当します。自動車を仕事でしか使わなければ、その経費は全額、必要経費となります。自宅兼事務所の場合と同様に、自家用車を仕事にも使用する場合は、費用の内、使用割合に応じた分が経費として認められます。車の購入費の減価償却費も、業務使用分が経費となります。

（4）情報収集や資料代

仕事をする上で必要な情報や資料代、技能・知識・ノウハウを得るためのセミナー受講料等も必要経費として認められます。但し、資格取得の経費は、一身専属性（資格は個人に帰属する）のものとなるため、経費になるか、ならないかの判断が解釈により異なる場合があります。

（5）交通費

営業で外出した際の電車賃や、打合せに出た時の電車賃等、買物に出掛けた時の交通費等も経費になります。電車、バス等の交通費は、領収書がありませんので、日頃から記録しておく習慣をつけておきましょう。

（6）打合せの飲食代

取引先の担当者や仕事仲間と、仕事の打合せをしながら居酒屋で飲食した。これも業務上の経費です。割勘にした場合でも、領収書をもらってきましょう。領収書には、打合せ相手の名前と、要件をメモ書きしておきます。その費用は交際費や会議費となります。

（※）必要経費にならないもの

所得税、住民税、健康保険料と国民年金（所得控除の対象）、借入金の返済金（利子は経費）、罰金（駐車違反の罰金等）等です。但し、税金でも事業税は経費になります。

主な必要経費にはどんな費用があるか、どこまで認められるか、アウトラインを把握しておくことが必要です。

1月の税務カレンダー

1月13日(月)

前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)

2月2日(月)

- 前年11月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 源泉徴収票の交付
- 支払調書の提出
- 固定資産税の償却資産に関する申告
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 5月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 給与支払報告書の提出
- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出



生命保険の基礎知識(27)

～保険の約款を読んだことありますか?～



生命保険の基礎用語

①契約者

生命保険会社と契約を結び、保険料を支払う人です。一般的に、被保険者と同一であることが多いです。

②被保険者

生命保険の対象となる人です。保険契約上の一番の主人公です。死亡保険であれば、被保険者の死亡が、保険金支払いの条件になる訳です。

③受取人

保険契約上、保険金や給付金を受け取ることになっている人です。

④保険料

契約者が、保険会社に納めるお金です。月払い、年払いなど、払い方には商品や契約によりバリエーションがあります。

⑤保険金

契約上の条件が揃った際に、保険会社から受取人に対して支払われるお金です。被保険者の死亡や、保険期間の満了(満期)により、保険会社から支払われるお金です。

⑥給付金

契約上の条件が揃った際に、保険会社から受取人に対して支払われるお金です。医療保険において入院時や手術時に保険会社より支払われるお金です。基本的に支払われた後も契約は続きます。



ちよっとコーヒブレイク! 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき(65)

「とんでもございません」と「とんでもありません」は正しい?



目上の人から褒められた目下の人。とっさに返した言葉は、「とんでもございません」よく聞くフレーズです。

ただ、この「とんでもございません」「とんでもありません」が、日本語として本来おかしいということも、どこかで聞いたことがあるかもしれません。実際のところ、日本語として正しいのでしょうか?それこそ、とんでもない間違いなのでしょう?

「とんでもない」という言葉は、「途でもない」が変化した言葉。

途中の「途」の字は「道・道程」の意が転じ「道理・手段」も意味するようになった文字で、その「途」に否定語の「ない」が付き、「道理から外れている」「もってのほか」を表す「途でもない」が生まれ、それが「とんでもない」に変化したと言われています。

語源からも分かる通り、「とんでもない」は「とんでも」に「ない」が付いてできた言葉。

ただ、「とんでも」の部分だけが単独で使われる例がないことから「とんでもない」はそれ自身で一つの言葉と見るべきとされているようです。

このことから、本来一つの言葉である「とんでもない」の「ない」の部分だけを「ありません」や「ございません」といった丁寧表現に置き換えるのは日本語としておかしいというのが一般的な見解のようです。

「もったいない」を「もったいありません」「もったいございません」と言ってるのと同じと言えば分かりやすいでしょうか。



今月のコラム

新年がスタートしました。

一月は日本が最も日本らしさを醸し出す月と言えるかもしれません。

富士山が世界文化遺産に、和食・和紙がユネスコ無形文化遺産にと、相次いで登録され、改めて日本の美、和の心が世界中から関心を集めています。

その話題の和食に触れる機会にも恵まれ、また、正月、書き初め、初詣、成人式と和装・和服を目にする機会も多くなる月です。

ところで、和食が登録と聞くと、寿司？天ぷら？しゃぶしゃぶ？などと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、無形文化遺産に登録されるのは、文化であって、料理そのものではないのです。

また、数え年の場合、一月はみんな一斉に年を取ります。

初老・弱冠・還暦・古希・喜寿・傘寿・米寿等、年齢の別名は耳にしたことがあると思います。

この年齢の別名は、数え年に基づいて用いられることが一般的とのこと。

数え年とは、誕生日に関係なく生まれた年を一歳として、以降元日を迎えるごとに一歳加える古い年齢の数え方です。

一月一日はある意味、全員共通の誕生日と言えるかも知れません。

だからと言って、誕生日のプレゼントは一回にして下さいね。

今年も健康に注意しながら、スタッフ一同頑張っ



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,800円 月額 7,560円～ 決算月 10,800円～

法人：入会金 10,800円～ 月額 16,200円～ 決算月 54,000円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

月額 3,240円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp

今年も始まりました。
良いスタートが出来ます様に！

